

申 込 資 格

市営住宅に入居を申し込まれる方は、入居審査時に次のすべての項目に該当していることが必要です。

① 同居又は同居しようとする親族のある方（単身入居可能な住宅以外）

- ・親族には、婚姻の届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方及び婚約者も含まれます。
- ・家族を分割しての入居は原則として認められません。
- ・婚約で申込をされる方は入籍が入居予定日から1ヶ月以内の方に限ります。

② 入居資格収入基準に合致される方

- ・月額所得が158,000円以下の者であること。（月額所得の計算方法は別紙資料を参照してください。）
- ・高齢者、身体障害者等の世帯は、月額所得が214,000円以下の者であること。「高齢者や身体障害者等の世帯」とは、次のいずれかに該当する世帯です。
 - (1) 入居者が、60歳以上（又は昭和31年4月1日以前に生まれた者）で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上（又は昭和31年4月1日以前に生まれた者）又は18歳未満からなる世帯
 - (2) 入居者または同居者に次のア～クに該当する方が含まれる場合
 - ア・身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1～4級に該当する方
 - イ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に基づく精神障害の程度が1～2級に該当する方
 - ウ・障害の程度が中度以上の知的障害の方
 - エ・戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法の特別項症～第6項症、又は第1款症に該当する方
 - オ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
 - カ・海外から引き揚げて5年未満の方
 - キ・国立ハンセン病療養所等に入所していた方
 - ク・中学校（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの間にある方

③ 現在、住宅に困っておられる方

- ・持ち家のある方又は公営住宅等の公的住宅及び会社の社宅・寮に入居されている方は原則として申し込みできません。ただし雇用促進住宅に入居されている方は、申し込みできます。

④ 申込者本人の住所若しくは勤務場所が市内にある方又は新たに市内に居住することが必要と認められる方

⑤ 連帯保証人のある方

- ・市内に居住し、申込者本人と同程度以上の収入があり、独立の生計を営み、かつ、確実な保証能力を有する連帯保証人が2名必要です。

⑥ 地方税を滞納していない方

- ・納税証明にて、その事実を確認します。

⑦ 入居申込者及び同居者が暴力団員でないこと。